

大分県報

平成二十八年
第二八三五号
十一月二十九日

（火曜日）

目次

告示

解除予定保安林……………
道路区域の変更……………

告示

大分県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十八年十一月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

一 解除予定保安林の所在場所

大分市大字上戸次字王惣三九五七番二（以上一筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

大分県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

平成二十八年十一月二十九日

大分県報（告示）

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
------------	----	---------	-------	----	----

一般国道三八七号	玖珠郡九重町大字引治字富迫一八七番四から玖珠郡九重町大字町田字小場ノ迫一四三番三まで	前 A	メートル 三〇・〇 四・〇	三、四三〇・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	玖珠郡九重町大字引治字富迫一八七番四から玖珠郡九重町大字町田字小場ノ迫一四三番三まで	後 B	メートル 六八・〇 一三・〇	三、二二二・〇	

		後 B	メートル 六八・〇 一三・〇	三、二二二・〇	
--	--	--------	----------------------	---------	--

		後 B	メートル 六八・〇 一三・〇	三、二二二・〇	
--	--	--------	----------------------	---------	--